

## 電子契約サービスを利用した契約締結（電子契約）について

この案件は、電子契約による締結が可能です。

電子契約を希望する場合は、落札通知日の翌日から起算し3日以内に、発注担当課の代表メールに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

なお、電子契約を希望されない場合は、従来どおりの手続きによる書面での契約が可能です。

### 1 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の記入における注意事項等

- ・電子契約はメールでのやり取りになるため、契約で使うメールアドレスを届け出てください。
- ・届出されたメールアドレスに、一定期間のみ有効な URL が記載されたメールが送信され、その URL から市がアップロードした契約書ファイルにアクセスして電子署名をします。
- ・電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。
- ・メールアドレス、氏名等の他、受注者の署名時に必要なパスワードとなるアクセスコード（任意の4桁の数字）を記入してください。

### 2 電子契約の詳細については、焼津市 HP をご確認ください。

焼津市ホームページ➡しごと・産業➡入札・契約情報➡入札契約制度について➡電子契約

【アドレス】<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/seido/koji-bid/densikeiyaku.html>

#### 【電子契約の概要】

- ・契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型の電子契約サービスで、アップロードした PDF 形式の契約書を、双方が承認するだけで契約を結ぶことができます。
- ・紙の契約書に印鑑を押す代わりに、発注者及び受注者が承認ボタンを押します。
- ・承認ボタンを押し電子署名とタイムスタンプが付与されることで、「誰が」「いつ」承認したか、長期にわたって証明されます。
- ・電子契約サービスのクラウドには、高度なセキュリティ対策が講じられていますので、安心してご利用いただけます。なお、利用にあたっての特別な費用はかかりません（通信費等は除く。）。

#### 【電子契約のメリット】

##### ＜契約締結の業務効率化＞

- ・契約書の製本や押印が不要となります。
- ・契約書の受け取りや持参による移動がなくなります。
- ・インターネットと電子メールが使える環境であれば、どこでも利用できます。
- ・24 時間 365 日利用できます（メンテナンス等により利用停止になる場合を除く。）。

##### ＜コスト削減＞

- ・印刷、製本、郵送や移動にかかる費用を削減できます。
- ・収入印紙が不要となります。